栄村自殺予防対策計画

いのち支える栄村自殺予防対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない栄村の実現を目指して～

２０１９年度～２０２６年度

２０１９年3月

栄　　村

いのち支える栄村自殺予防対策計画　目次

第１章　計画策定の趣旨等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　栄村の自殺をめぐる現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３章　自殺対策の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第４章　自殺対策における栄村の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・10

生きる施策関連事業一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

資料編
資料１　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）　・・・・・・・・23
資料２　自殺総合対策大綱（平成２９年７月２５日閣議決定）概要　・28

第１章　計画策定の趣旨等

１．趣旨

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感、または加齢や健康障害による健康問題等により、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態に陥る過程と見ることができます。つまり、悩みに追い詰められ自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうることなのです。

我が国では平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が施行され、個人の問題として認識されがちであった自殺は社会の問題として認識をされるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されてきました。自殺対策には、過労、生活困窮などといった社会における「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として平成 28 年 4 月自殺対策基本法が改正されました。また、平成 29 年 7 月には自殺対策の指針である新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

このような中で、すべての人が「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況に陥ることのない、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、栄村自殺対策計画を策定するものです。

２．本計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、国の自殺総合対策大綱、県の自殺対策推進計画及び栄村の実情を勘案して定める市町村自殺対策計画です。また、栄村総合振興計画等の諸計画との整合性を図りながら、各部局の事業に自殺対策の視点を反映させ、効果的に推進するものです。

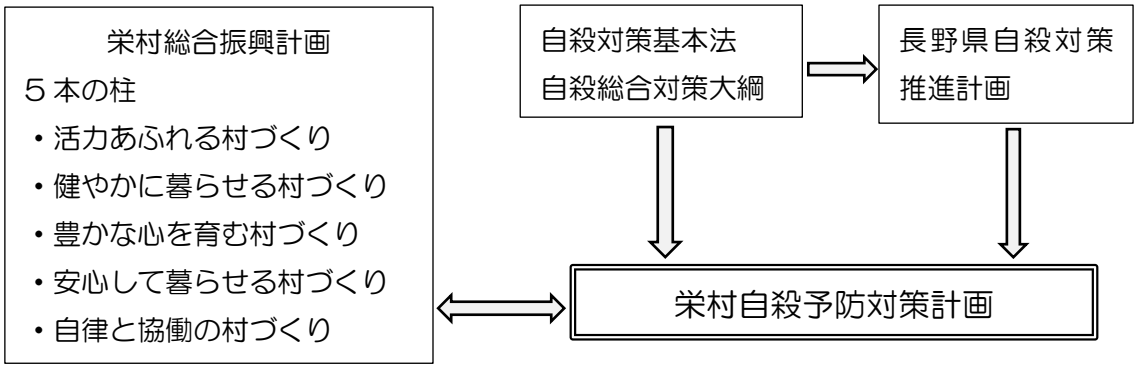

３．計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成１９年６月に初めて策定された後、平成２０年１０月の一部改正、平成２４年８月の全体的な見直しを経て、平成２８年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成２９年７月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規に追加した新たな大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね５年に一度を目安に改訂が行われてきています。

村の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況の変化を踏まえる形で、おおむね５年に一度を目安に内容の見直しを行うこととしますが、栄村総合振興計画（２０１７～２０２６年度）の目標年度との整合性を図るため、２０１９年度～２０２６年度までの８年間とします。

また、栄村基本計画兼復興計画（２０１７～２０２１年度）の目標年度との整合性を図ることや、計画の取り組み状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などをふまえ、必要に応じて計画の見直しを行うことから２０２１年度を中間評価とします。

４．計画の数値目標

計画策定の趣旨で述べたように、村として自殺対策を通じて目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない栄村」です。この社会の実現に向けては、それらの取り組みがどのような効果を挙げているのかといった、取り組みの成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

当村が目指すのは、誰も自殺に追い込まれることのない栄村の実現であることから、年間自殺者数を０人とすることを村の目標に掲げます。

第２章　栄村の自殺をめぐる現状と課題

栄村の自殺の現状については、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料、警察庁の自殺統計及び自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロファイル（2018）をもとに分析を行いました。

なお、当村は人口規模が小さく対象数が極めて少ないことから、個人が特定される恐れがあることや統計的分析が困難であるため、生活圏であり地域に類似性の高い北信医療圏※における統計等を分析することとしています。

※　中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

地域自殺実態プロファイルに基づく北信医療圏における地域の自殺の特徴は次のとおりです。

北信医療圏における地域の自殺の特徴

上位５区分	割合	自殺死亡率* （10 万対）	背景にある主な自殺の危機経路**
１位:　女性 60 歳以上無職同居	15.9%	26.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
２位:　男性 60 歳以上有職同居	10.3%	29.0	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
３位:　男性 20～39 歳有職同居	9.3%	32.4	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
４位:　男性 60 歳以上無職同居	9.3%	30.3	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
５位:　男性 40～59 歳有職同居	8.4%	18.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイル（2018）より

自殺の基礎資料、自殺統計等の分析結果から見えてきた北信医療圏の自殺をめぐる現状をまとめたのが以下の点になります。

自殺統計等から見る北信医療圏の自殺をめぐる現状

1　自殺死亡率（人口１０万人あたりの自殺者数）は国や長野県の平均よりも高い
2　自殺の原因・動機では、健康問題が突出して多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっている（都道府県の統計しかないため、県の状況を分析）
3　女性に比べ男性の自殺者が多い
4　全体に占める若年層や高齢層の方の自殺者割合が高い
5　男性では若年層割合が高く、女性では高齢層割合が高い
6　自殺者の約８割に同居人がいた
7　職業別では無職者等の自殺者割合が国や県と比べ高い

自殺死亡率の年次推移（人口 10 万対）

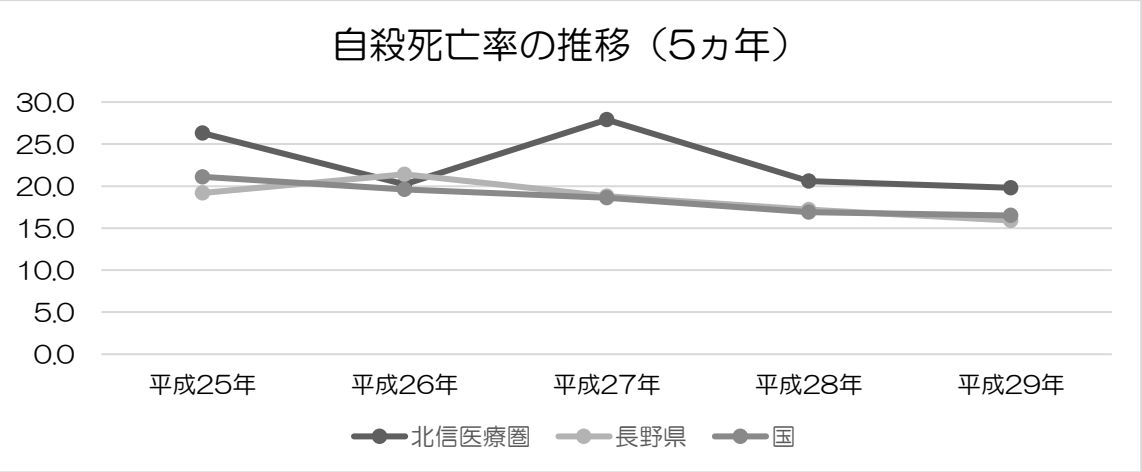

北信医療圏における自殺率は、年によって上下するものの徐々に低くなっています。しかし、自殺死亡率の５年間平均は２３．０と、長野県の平均１８．５及び国の平均１８．５よりも高い状態です。

長野県における自殺の原因・動機

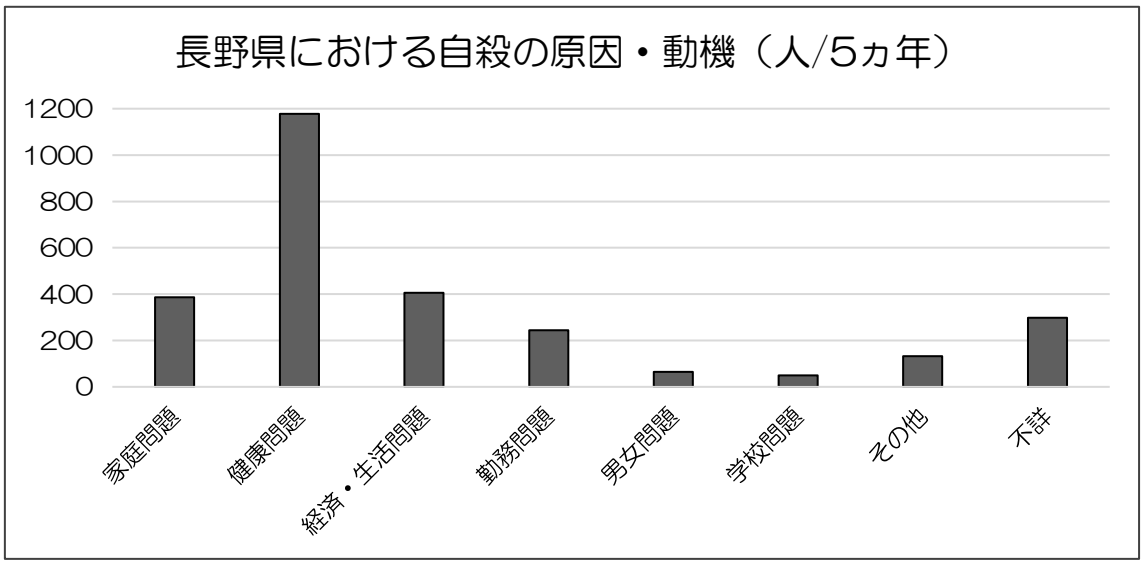

（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき３つまで計上しています）

長野県における自殺者のうち原因・動機を推定できたものについては、「健康問題」が圧倒的に多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっています。

性別の比較

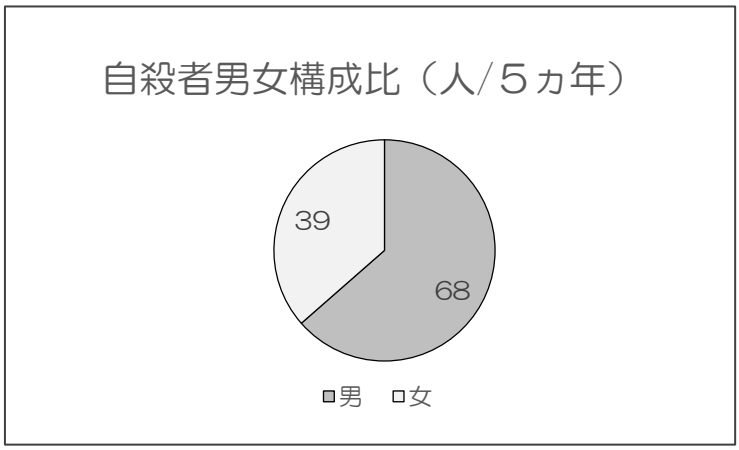

自殺者数の合計を性別で比較すると、男性が約７割を占め、女性の２倍近くとなっています。

年齢階級の比較

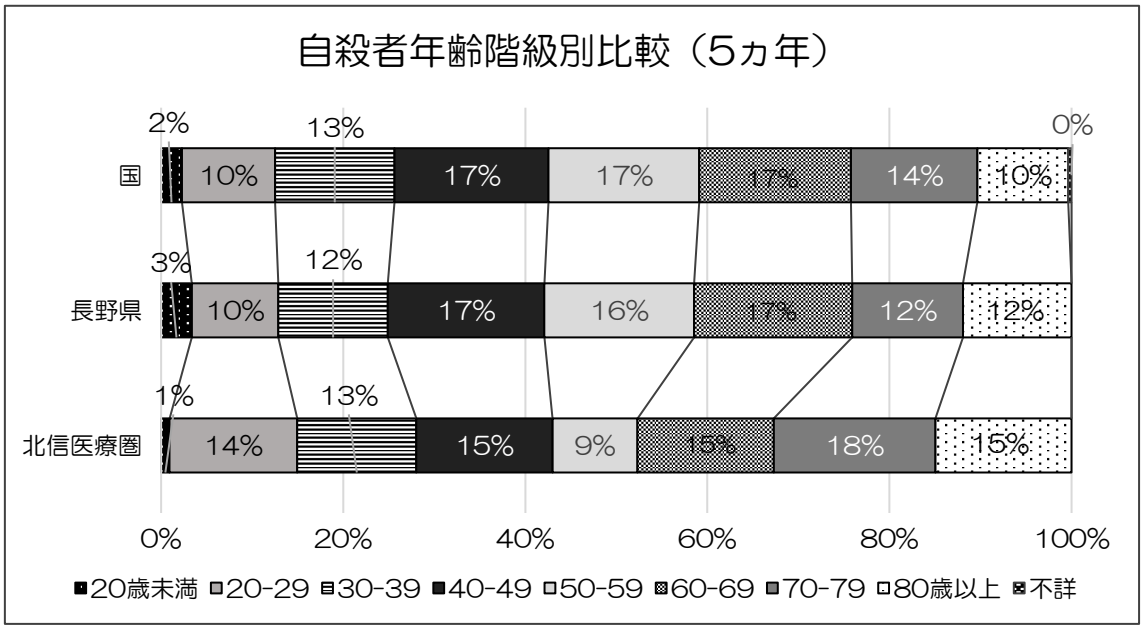

北信医療圏における 60 歳以上の高齢層の方が自殺者全体に占める割合は 48%と、自殺者の約 2 人に 1 人となっています。中でも 70 歳代以上の方の割合は国と県どちらと比べても高くなっています。また、40 歳代及び 50 歳代の中年層の自殺者割合が比較的低いことに比べて、30 歳代までの若年層の割合は高くなっています。

男女別年齢階級の比較

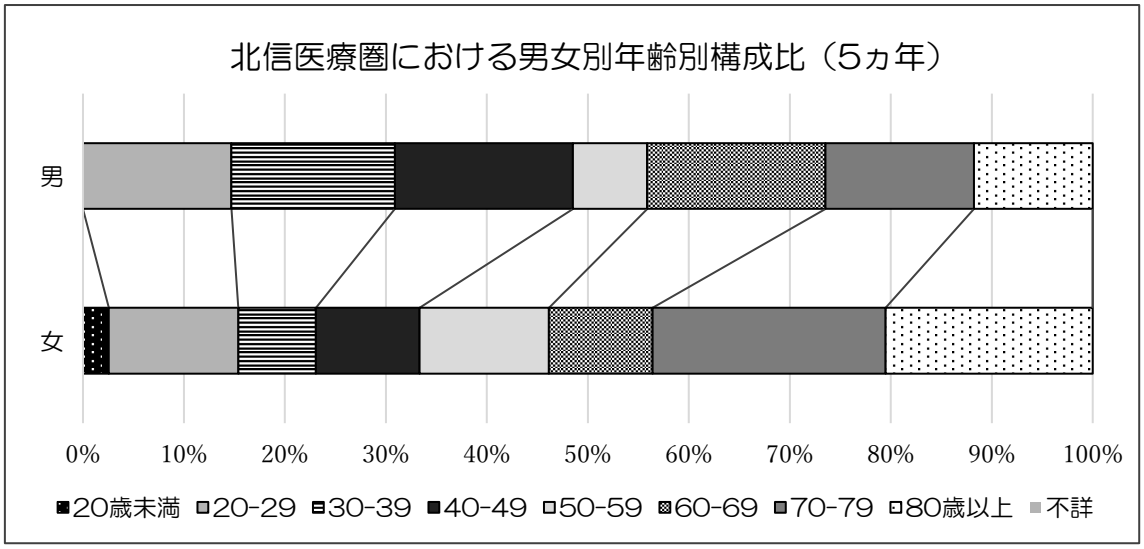

男性では 50 歳代までの若者・中年層が 5 割以上を占めるのに対し、女性は 60 歳以上の高齢層が 5 割以上を占めています。中でも 70 歳代以上が 4 割以上を占めており、80 歳以上では男性の約 2 倍となっています。

同居人の有無

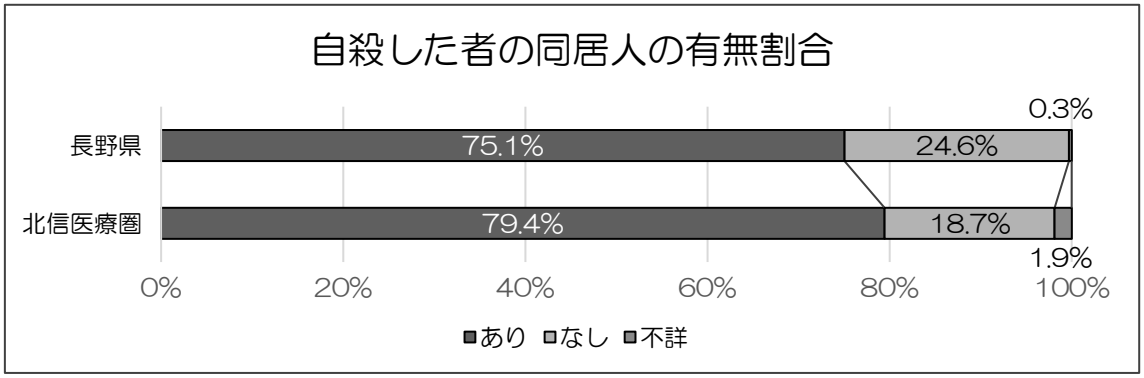

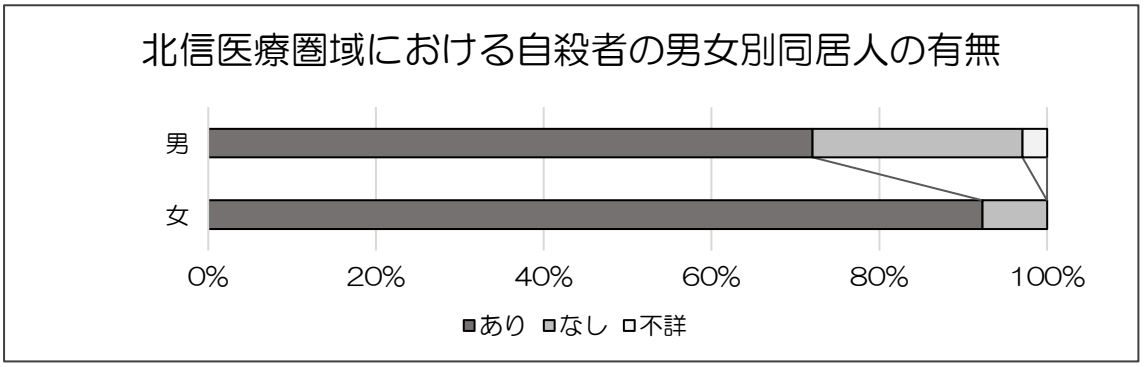

北信医療圏域では県に比べ、同居人のいる方の自殺者が多い傾向にあります。男性では同居人のいる方の割合は約７割に対し、女性では９割以上となっています。

職業別自殺者の比較

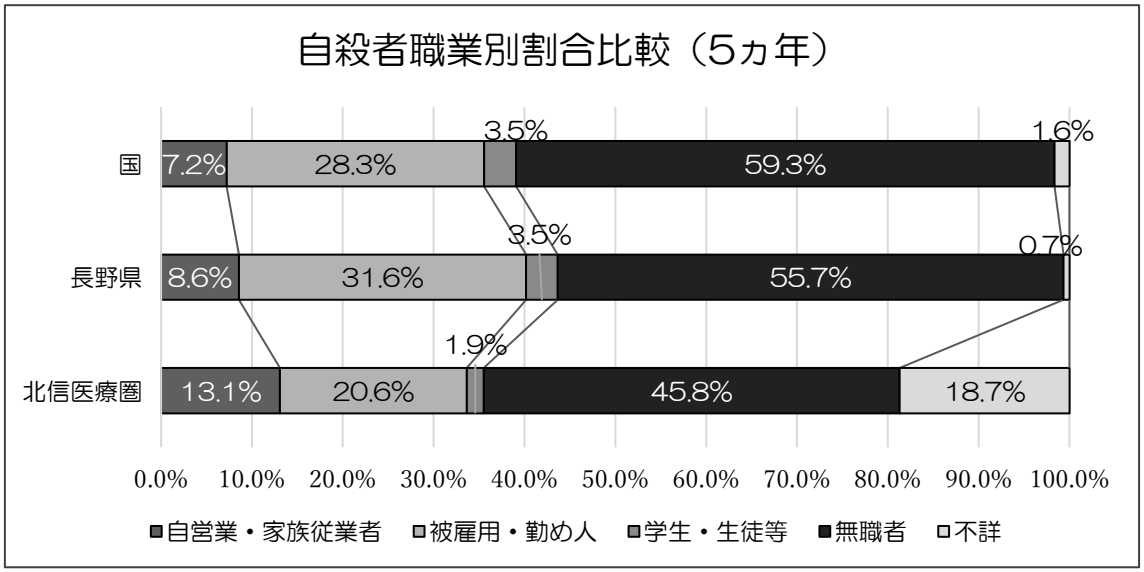

※北信医療圏のデータについて、集計のない町村等については、「不詳」に含めた。

北信医療圏における自殺者のうち、有職者（「自営業・家族従事者」及び「被雇用・勤

め人」）全体の割合は国及び県と比較してもあまり差はありませんが、内訳をみると「自営業・家族従事者」が占める割合が高く、逆に「被雇用・勤め人」の割合は低くなっています。

　無職者（「学生・生徒等」及び「無職者」）の割合は、いずれの比較群においても割合が最も高くなっており、有職者よりも無職者の自殺の方が多いということがわかります。

国・県における無職自殺者の内訳

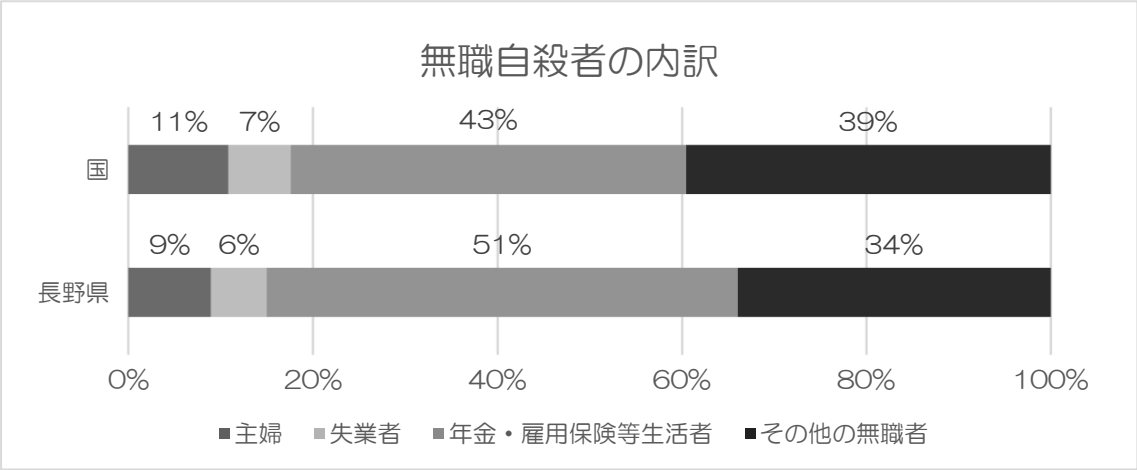

　無職自殺者の内訳をみると国と比較し、長野県では年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。

第３章　自殺対策の基本理念

自殺対策には、過労、生活困窮などといった社会における「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との有機的な連携の推進が重要です。これらの取り組みを「生きることの包括的な支援」として推進し、誰も自殺に追い込まれることのない栄村を目指します。

自殺のリスクが高まるとき

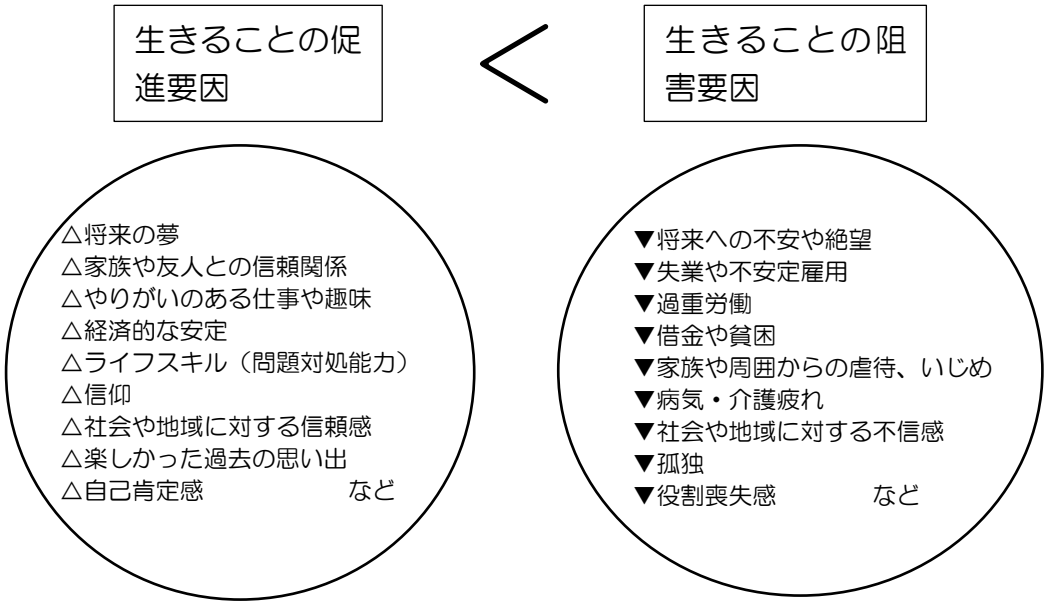

NPO 法人　ライフリンク作成

第４章　自殺対策における栄村の取組

栄村では、北信医療圏域及び村の自殺実態の分析を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない栄村」の実現をめざし、主に以下の７つの施策について展開をしていきます。

以下の施策のうち、１～４の施策は、地域自殺対策政策パッケージ※において、全国的に実施されることが望ましいとされている基本施策に基づくものです。５～７の施策については、地域自殺実態プロファイル（2018）における北信医療圏の自殺の特徴において上位課題とされたものであり、北信医療圏および村の自殺実態に基づいた地域自殺対策政策パッケージにおいても特に重点的に施策の推進を必要とするとされたものです。

※　地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターが開発し公表したもの。全国的に実施されることが望ましい施策群からなる「基本パケージ」と、地域において優先的な課題となり得る施策について詳しく提示した「重点パッケージ」から構成されている。

施　策

１　地域におけるネットワークの強化
２　自殺対策を支える人材の育成
３　住民への啓発と周知
４　生きることの促進要因への支援
５　高齢者対策
６　生活困窮者、無職者・失業者対策
７　こども・若者対策

施策１　地域におけるネットワークの強化

自殺を考える人は、健康問題や経済・生活問題等様々な危機に直面しています。これらの人たちの問題に対しては、医療、福祉、経済、教育その他多くの領域の関係者が寄り添い、支援する必要があります。

生きることの包括的な支援を実施するため、関係者によるネットワークの構築を検討し、強化を図ります。

≪施策の展開≫

□：すでに取り組んでいること
■：今後、検討を進めること

庁内におけるネットワークの強化

■ 全庁的なネットワークの強化
村の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全課長で組織する課長会議及び全係長による係長会議において、生きることの包括的支援を検討していきます。（総務課、民生課）

□ 高齢者及び要支援者に対するネットワークの強化
高齢者及び要支援者に対する自殺対策の推進のため、福祉関係者で構成される地域ケア会議において高齢者に対する自殺対策の推進を目的にネットワーク強化を図ります。（民生課）

□ 児童及び若年者に対するネットワークの強化
子どもや子育て家庭に対する支援について、出産から就学・就学後や、義務教育終了後から就職までの期間において切れ目のない支援が展開できるよう、要保護児童体制連携協議会及び子どもの健康を考える会において、福祉関係者と教育関係者の連携の円滑化を図ります。（民生課、教育委員会）

庁外におけるネットワークの強化

■ 村内では住民代表による区長会や住民とつながりの深い民生児童委員協議会、住民の健康増進のために保健推進員が活動しており、地域のつながりの基盤の中でさまざまな相談の受け皿を担っています。それぞれの活動において住民の変化等で気になる点がある場合は担当部署へ情報提供がされるよう連携を図ります。（民生課）

施策２　自殺対策を支える人材の育成

生きることの包括的な支援に関わる幅広い支援者等に対し、自殺対策に関する研修会等を実施し、心身に不調をきたしている人や自殺を考えている人に気づき、支援につなげることのできる人材の育成につなげます。

また、自殺の危険を示すサインに気づき、見守りなどの適切な対応を図ることができる人のことをゲートキーパーといいますが、このゲートキーパーを養成することで、関わりを通して自殺を考えている人等の孤立・孤独を防ぎ、適切な支援につなげます。

当村では支援者等の人材育成を推進したうえで、身近な相談者になり得る住民一人ひとりがゲートキーパーとなり、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こすことができるようにします。

≪施策の展開≫

■ 役場職員に対する研修

役場は各種申請等の窓口となっており、住民からの生活に関する相談先となることがあります。そのため、平成３１年度から、全職員を対象とした職員研修の中に、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み込むよう検討を図ります。（総務課）

■ 教職員に対する研修

教育委員会や教員と保健福祉担当者で構成される「子どもの健康を考える会」等で若年層に関する自殺対策を推進するとともに、教職員研修会において、生きる支援に関する内容や「SOS の出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOS の受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に務めます。（民生課、教育委員会）

■ 民間団体等に対する研修

栄村社会福祉協議会は地域福祉として、介護保険における通所系および訪問系サービスや配食サービスをはじめとする地域見守りサービスを担っています。また、民生児童委員会や栄村保健推進員会等では保健活動を通して地域の見守り機能を担っています。こうした団体との合同の研修会を開催し、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法についての認識を共有し、支援内容や支援の実際を相互に理解することで連携の円滑化を図ります。（民生課、社会福祉協議会）

■ 村民に対する研修

身近な地域での支え手となる住民育成のため、北信医療圏域単位で行われているゲートキーパー研修等の自殺予防関連研修への参加を推奨し、地域における見守り体制を強化します。（民生課）

施策３　村民への啓発と周知

住民ひとりひとりが自殺対策について理解することは、自殺を考えている人に対し地域において支援や見守りを行ううえでの第一歩になります。自殺は誰にでも起こり得る危機であるという意識を持つことで、心身に不調をきたしている人や自殺を考えている人に気づき、声をかけたり必要な支援等につないだりすることができるからです。

また、自分自身や周囲の人の心身の不調等に対する相談窓口や各種支援等に関する知識、生活の中で危機に陥った場合には助けを求めることが適切であるということへの理解の普及啓発を行い、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを促進します。

また、事業所のメンタルヘルス向上を促進し、事業所や経営者が自殺対策に取り組むよう啓発を行います。

≪施策の展開≫

■ 自殺対策に関するリーフレット等の配布

住民のさまざまな悩みに対して、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを役場窓口等に設置し、住民に対する情報周知を図ります。（民生課）

□ 自殺対策ポスター等の設置

住民が集う公民館や診療所、役場等に啓発用の資料を設置し、住民に対する情報周知を図ります。（民生課）

□ HP、広報さかえを活用した啓発

９月の自殺予防週間や３月の自殺対策強化月間に合わせて、村の広報誌で生きる支援（自殺対策）関連の記事や心とからだの相談会の開催情報を掲載するとともに、栄村ホームページにおいて、相談機関についての周知を行います。（民生課）

■ 図書室を活用した啓発

９月の自殺予防週間や３月の自殺対策強化月間に合わせて、生きる支援に関連する書籍の専用ブースを作るなど、住民への自殺対策の情報提供の場となるよう整備を進めます。（教育委員会）

施策４　生きることの促進要因への支援

自殺対策には、過労、生活困窮などといった社会における「生きることの阻害要因」を

減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります（第２章参照）。自殺対策や遺族支援といった個別の取組だけでなく、ライフスキル（日常問題対処能力）の向上、やりがいのある仕事や趣味の場の提供、社会や地域に対する信頼感の構築など、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を推進していきます。

≪施策の展開≫

１．悩みを抱えている方への支援

□ 心とからだの健康相談会の開催
住民のさまざまな悩みに対し、精神科医による相談会を開催します。（民生課）

□ 心配事相談会
住民のさまざまな悩みに対し、民生児童委員による相談会を実施します。（民生課、栄村社会福祉協議会）

２．自殺未遂者への支援

■ 自殺未遂者支援のための連携強化
自殺未遂者に対する警察・医療等と行政機関との連携強化について必要に応じ個別支援会議を開催し連携強化を進めます。（民生課）

３．自死遺族への支援

■ 自死遺族向けのリーフレットの配布
自死遺族に向けたリーフレットを役場窓口等に設置します。（民生課）

４．障がい者（児）への支援の推進

□ 障害支援区分認定を通した支援と対策
障害支援区分認定調査の際に、状況を把握し、必要があれば福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要とされる場合には支援が可能な関係機関と共に適切な対応にあたります。（民生課）

□ 障がい者（児）の居場所づくり

地域で生活をする障がい者（児）の日中活動の場として、障害者総合福祉相談支援センターや各福祉施設との連携を推進するほか、共同作業所を開設し障がい者（児）の交流の場や居場所の確保を進めます。（民生課）

施策５　高齢者対策

北信圏域における高齢者の自殺割合は約５割となっており、国や県と比べても高い割合となっています。当村の高齢化率は 49.4％（平成３０年４月１日現在）となっており、約半数が６５歳以上の方となっています。高齢者は閉じこもりやうつ状態になりやすいことや地理的環境から冬期間の積雪により、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムの構築や地域福祉等と連携した事業の展開を図る必要があります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要なため、さまざまな社会資源を活用し、生きることの包括支援として施策の推進を図ります。

≪施策の展開≫

□ 要介護認定調査及び総合事業チェックリストを通した支援と対応

要介護認定調査や総合事業チェックリストの際に、状況を把握し、必要があれば福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要とされる場合には支援が可能な関係機関と共に適切な対応にあたります。（民生課）

□ 民生児童委員や見守り支援、配食サービスによる見守り事業の推進

１人暮らし世帯及び見守りが必要とされる世帯に対し、民生児童委員や見守り支援員等による相談や支援を行います。（民生課、栄村社会福祉協議会）

□ 高齢者の居場所活動の推進

家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、身近な地域の公民館等を活用した介護予防事業を定期的に開催します。（民生課）

□ 地域包括支援システムの推進

高齢者を地域全体で支える仕組み作りにより、高齢者が安心して自分らしく地域で過ごすことができるよう地域包括支援システムの推進を図ります。（民生課）

施策６　生活困窮者、無職者・失業者対策

生活困窮の背景には、健康問題、介護、労働問題、家族の問題など、さまざまな要因が複合的に存在していることが想定されます。

長野県における自殺者の約６割が無職者であり、内訳をみると年金・雇用保険等生活者が無職者のおよそ半分を占めていること、また北信医療圏と国及び県との比較において高齢層の自殺が多いことから、退職後又は年金等で生活する高齢者が、健康面をはじめとした問題に直面し自殺するというケースが想定されます。

生活困窮者や無職者の自殺に対する包括的な対策として、経済、医療、福祉及び生活面への支援のほか、地域とのつながりの構築等といった社会的な視点も含む包括的な支援を促進します。

≪施策の推進≫

■ 庁内のネットワークの強化

役場は各種申請の窓口となり得る場であることから、保険事務担当者や納税事務担当者等が必要に応じて適切な支援につなげることができるよう、連携の強化を図ります。（全庁）

□　生活困窮者への支援

生活困窮者の相談先として、まいさぽ等の専門機関との連携を推進し、具体的な支援方法を検討します。（民生課、栄村社会福祉協議会）

施策７　子ども・若者対策

問題を克服した経験が少ない、自己肯定感が低いなど生きることの促進要因が少ない子ども・若者は、些細な出来事で大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があります。また、子ども・若者については、ライフステージや個々の状況に応じて悩み等が多岐にわたります。学校での問題、進学や就職活動への不安、マタニティブルーのような妊婦の不安、子育てに関する不安等、若者特有の問題も多々あるため、周囲の気づきや寄り添いが難しいことも想定されます。また、他の世代に比べて対応する関係機関が多いことから、各領域の関係者による連携を推進します。

児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOS の出し方に関する教育）を推進します。

また、児童生徒はまだ人生経験が乏しいため、保護者等に悩みを相談できない、教室や学校に居場所がないなど、様々な悩みを抱える児童に対して相談窓口の周知を行います。

≪施策の展開≫

１．妊娠・出産から就学前までの期間における支援の推進

□　妊娠期におけるマタニティ事業の推進
妊娠に伴う心身の状態の変化に対し、安心した妊娠期が過ごせるようプレパパママセミナーやマタニティクッキング等のマタニティ事業を実施します。（民生課）

□　産後うつ病対策の推進
新生児訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後うつ病チェックの実施及び医療機関における産婦健康診査の問診、診察等を合わせて総合的に母親等の精神状態を把握し、産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。（民生課）

□　産後ケア事業の推進
育児不安を抱える産婦を対象に、助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るための産後ケア事業を推進します。（民生課）

□　子育て支援ルームの活用
就学前の母子の交流の拠点として、どなたでも利用のできる子育て支援ルーム「ひなたぼっこ」の活用を推進します。（民生課）

２．就学期間における支援の推進

■　学校での授業の実施
村内の中学校において「SOS の出し方に関する教育」の授業を実施し、実施方法等のノウハウの蓄積や結果の分析を踏まえて、実効性のある授業を継続的に行っていきます。（民生課、教育委員会）

■　教職員、その他学校関係者への啓発
教育委員会および教職員会において生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOS の出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOS の受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に務めます。（民生課、教育委員会）

■ 相談機関の周知

長野県が取り組む LINE 等の SNS を活用した相談対応と連携を図るほか、長野いのちの電話、チャイルドライン等の相談機関窓口の周知を行います。（民生課）

3．義務教育期間終了から就職までの期間における支援の推進

■ ひきこもり状態にある方への支援

ひきこもり状態にあるものの情報収集に努め、まいさぽや障がい者総合支援センター等との連携を推進し、具体的な支援方法を検討します。（民生課、栄村社会福祉協議会）

生きる施策関連事業一覧

地域におけるネットワークの強化

No	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課	担当係
1	地域包括支援センターの運営	在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスを総合的に受けられるよう、地域住民の助け合い活動なども含め、関係機関との連絡調整を進め、高齢者とその家族の福祉の向上を図ります。 ・来所による面接・電話・訪問による在宅介護等に関する総合相談、助言、指導 ・地域ケア会議の開催 ・認知症施策の推進 ・生活支援体制整備事業の推進 ・在宅医療・介護の連携の推進	高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域包括支援センター運営会議や地域ケア会議等で共有します。	民生課	健康支援係
2	課長・係長会議の開催	各課長および係長による会議を開催し、庁内における様々な事業に関する連携を強化します。	会議の中で栄村自殺対策計画に基づく取り組みについて説明の機会を設けます。	総務課	行政係
3	子どもの健康を考える会の開催	学校と行政（教育・保健担当課）による児童の健康に関する会議を開催します。	会議の中で栄村自殺対策計画に基づく取り組みについて説明の機会を設けます。	民生課	健康支援係

自殺対策を支える人材の育成

No	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課	担当係
4	役場職員研修	新規採用職員、5年目・１０年目職員研修、新課長・係長研修を実施します。	役場は住民にとっての各種申請の窓口となることから、把握したケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう研修を実施します。	総務課	行政係
5	地域おこし協力隊	地域ブランドや地場産品の開発・販売等の地域支援や農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行います。	集落維持活動をとおし地域の見守り等の機能を有する人材となり得ることから研修を実施します。	総務課	企画財政係
6	集落支援員	集落に対して役場職員による相談・情報提供を行い、集落の維持と活性化策をサポートします。	集落支援活動で把握したケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう研修を実施します。	総務課	行政係
7	福祉委員活動	福祉委員（民生児童委員）　　定例会 毎月1回 １人暮らし高齢者の見守り活動を行います。	地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなげるうえで最初の相談窓口となりうる福祉委員を対象に研修を実施します。	民生課	住民福祉係
8	雪害対策救助事業	雪害対策救助員の確保及び雪害救助活動を行います。	外出等に困難となる冬季において救助員等と顔を合わせる機会は要救助世帯者にとって他者との交流において重要な場となるため、救助員等を対象に研修を実施します。	民生課	住民福祉係

9	村民税の課税と徴収	村民税や固定資産税の課税と徴収を行います。	徴収・納税の過程で、リスクのある方に対し気づき・支援につなげるための研修を実施します。	総務課	税務係
10	学童クラブの運営	小学校終了後、就労等で児童を見ていることのできない家庭に代わって、支援員が児童を見守ります。	支援員に対して児童の変化に気付けるよう研修会の開催します。	教育委員会	学校教育係
11	家庭児童相談員設置	家庭児童指導員を設置し、個別相談業務、要保護児童等の支援活動を行うことで、児童福祉の向上を図ります。	支援を必要とする児童に対しての相談・サポートを行っている家庭児童相談員に対して研修を実施します。	民生課	住民福祉係
12	健康教育・相談事業	保健推進員活動を推進し、村民に対する健康増進普及活動を実施します。	村民の健康増進普及活動を実施する保健推進員に対し研修を実施します。	民生課	健康支援係
13	教育委員会の設置	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会を設置します。	村内児童に向けた自殺に関連した教育の推進のため、教育委員にむけた研修を実施します。	教育委員会	学校教育係
14	準要保護児童生徒援助費	教育基本法並びに学校教育法の規定により、経済的な理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し、義務教育の円滑な実施を資することを目的とした就学援助の支援を行います。	家庭問題がある場合は関係者の早期介入が重要となるため、関係者への研修を行います。	教育委員会	学校教育係
15	栄村青少年育成協議会活動	栄村青少年育成協議会 ・自然学校　・通学合宿 ・子ども祭りの開催　・あいさつ運動（月1回）	様々な活動を通し児童の育成をしていることから、協議委員に対し研修を実施します。	教育委員会	生涯学習係
16	栄村スポーツ推進委員会	・委員会の開催（年6回） ・村スポーツ事業への助言・協力	運動は心の健康とも密接に関係しているためスポーツ推進員に対し研修を開催します。	教育委員会	生涯学習係
17	生活支援サービス事業	いつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう高齢者見守り事業や配食サービス等を実施します。	見守り事業や配食サービスは高齢者の生活に密着したサービスであり相談窓口になりうることからサービス実施者を対象に研修を実施します。	民生課	健康支援係

住民への啓発と周知

No	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課	担当係
18	広報さかえ発行	村内の各事業の紹介やお知らせを載せた広報紙を議会報・公民館報・農業委員会だより・社協だよりを統合させ発行	9月の自殺対策週間および3月の自殺対策月間において自殺対策に関する記事の掲載を行います。	総務課	情報防災係
19	栄村公式ホームページの管理・運営	栄村公式ホームページ等の更新及び管理業務	各種補助事業や各種相談窓口の周知を行います。	総務課	情報防災係
20	行政管理施設維持・運営費	1　役場庁舎 2　秋山支所に関連した施設 3　長瀬老人福祉センター	行政管理施設において自殺対策に関する啓発ポスターや各相談機関について周知を行います。	1・2　総務課 3　民生課	1・2　行政係 3　住民福祉係

21	母子に関する健診事業	妊娠から産後及び児を対象に各種健診を実施し、妊産婦及び児の健康の保持、病気の早期発見に努めます。	健診時の様子で気になる方がいた場合、保健師や専門機関につなげるなど継続支援を実施します。また、相談機関が記載されたリーフレットの配布をします。	民生課	健康支援係
22	母子に関する健康教育事業	家庭において安定した妊娠期を過ごし、不安なく育児できるための健康教育を実施します。	健康教育の様子で気になる方がいた際は、保健師や専門機関につなげるなど継続支援を実施します。また、相談機関が記載されたリーフレットの配布をします。	民生課	健康支援係
24	子育て支援事業	子育て支援ルーム「ひなたぼっこ」の管理、開設をします。	行政管理施設において自殺対策について啓発ポスターや各相談機関についてリーフレットを設置します。	民生課	健康支援係
25	成人式の開催	村内出身の20歳を迎えた者に対し、成人式を開催する	成人を迎えた対象者に対し各種相談先を掲載したリーフレットを配布します。	教育委員会	生涯学習係
26	栄村総合文化祭	文化活動の成果を発表し合い、村民の元気を発信し、村の活力へつなげることをめざして総合文化祭を開催しています。	自殺対策に関するポスターやリーフレットを掲示します。	教育委員会	生涯学習係
27	学校司書の配置	学校司書を配置し、読書推進活動の充実を図ります。	学校において9月の自殺対策週間および3月の自殺対策月間において自殺対策に関する特設コーナーの設置を行います。	教育委員会	学校教育係
28	図書室の運営	図書室の運営 ・土日開放ボランティア　　・ブックスタート事業 ・図書の購入　　・栄村子どもの読書活動推進委員会の開催	図書室において9月の自殺対策週間および3月の自殺対策月間において自殺対策に関する特設コーナーの設置を行います。	教育委員会	生涯学習係

調査・分析

No	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課	担当係
29	基本健康診査（特定健診、後期高齢者健診、若年健診）の実施	村民の皆さんを対象に基本健診を実施し、健康の維持、病気の早期発見に努めます。また、結果報告会を実施し、健診結果に基づいた生活指導を実施します。	健診時や結果報告会で気になる方がいた場合、保健師や専門機関につなげるなど継続支援を実施します。	民生課	健康支援係
30	職員健康管理事業	役場職員健康診査　他 （肺がん・胃・大腸・蜂アレルギー・ストレスチェックの職員健康診査）	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図り、必要に応じ保健師や専門機関につなげるなど継続支援を実施します。	総務課	行政係

生きることの促進要因のための支援の継続

No	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課	担当係
31	心配ごと相談会	民生児童委員による暮らしの相談会を隔月で開催します。	気軽に生活に関する相談ができる場は自殺対策に直結するため継続して実施します。	民生課	住民福祉係
32	社会福祉協議会への事業委託・補助	地域福祉事業の充実を図ります。	地域における生きるための促進要因を充実させるため地域福祉事業を継続します。	民生課	住民福祉係
23	産後ケア事業	産後の母子を対象に母体・乳児のケア、育児相談を委託により行います。	出産の疲れや慣れない育児により悩みを抱える方が多いため専門職による産後ケアを行えるよう整備します。	民生課	健康支援係
34	一般介護予防事業	高齢者が介護を必要とする状態を防ぎ、たとえ介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないよう、高齢者の自立を支援するため、介護予防教室等の開催をします。	閉じこもりがちな高齢期において他者との交流の場となる。また、村民に対する自殺対策に関する啓発、周知の場となるため継続して実施します。	民生課	健康支援係
35	各種補助事業	・各種団体育成事業補助金　・資格取得補助金 ・栄村企業支援事業補助金　・栄村新規雇用奨励事業補助金	働きやすい職場環境や必要な資格の取得に対する補助は、生きがいを持ちながら働き、生活困窮者のいない地域づくりに対して有効なため継続していきます。	商工観光課	企業係
36	村営観光施設の運営	温泉施設やスキー場等の運営を行います。	施設運営のための人材の確保により就労支援として継続していきます。また、村民が気軽に利用のできる施設であることから生きがいづくりの場として継続していきます。	商工観光課	観光係
37	各種補助事業	・農産物生産振興事業 ・青年就農給付金事業	農業振興を進めるための補助は、生きがいを持ちながら働き、生活困窮者のいない地域づくりに対して有効なため継続していきます。	産業建設課	産業振興係
38	国民年金加入手続き	法律で定められる20歳以上60歳未満の方に対し、国民年金への加入手続き事務を行う	・国民年金の窓口申請等各手続きにあたり、生活状況の把握に努めます。 ・生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて手渡すなど情報提供を進めます。また、把握したケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意します。	民生課	住民福祉係
39	村民税の徴収事務	村民税や固定資産税の徴収業務を行います	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活状況の把握に努めます。 ・生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて手渡すなど情報提供を進めます。また、把握したケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意します。	総務課	税務係

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次 第一章 総則（第一条―第十一条） 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条） 第三章 基本的施策（第十五条―第二十二条） 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条） 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健 康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２ 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。 ３ 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４ 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
３ 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）
第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）
第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理 解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）
第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）
第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設 ける。
２ 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
３ 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
４ 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）
第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年 法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚
部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）
第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等

の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）
第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（自殺総合対策大綱）第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）
第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県 自殺対策計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市 町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）
第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第二章 基本的施策
（調査研究等の推進及び体制の整備）
第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報

その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
２ 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）
第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）
第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
２ 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
３ 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）
第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医 療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に
おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）
第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）
第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、 自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）
第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）
第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議等
（設置及び所掌事務）
第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」 という。）を置く。
２ 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一自殺総合対策大綱の案を作成すること。 二自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）
第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
２ 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
３ 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総
理大臣が指定する者をもって充てる。
４ 会議に、幹事を置く。
５ 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
６ 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
７ 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備） 第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における**「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
  （平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

（WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記　※補助的な評価指標の盛り込み〈例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- **地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成**
- **地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成**
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
- **自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進**

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 **(SOSの出し方に関する教育の推進)**
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- うつ病等についての普及啓発の推進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 **(革新的自殺研究推進プログラム)**
- **先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供**
- 子ども・若者の自殺調査
- **死因究明制度との連動**
- **オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析**

4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- **医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進**
- 自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ゲートキーパーの養成
- **家族や知人等を含めた支援者への支援**

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- **精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置**
- **精神保健医療福祉サービス**を担う人材の養成等
- うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- **ICT（インターネットやＳＮＳ等）の活用**
- **ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実**
- **妊産婦への支援の充実**
- **相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化**
- **関係機関等の連携に必要な情報共有の周知**
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- **地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備**
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- **居場所づくりとの連動による支援**
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
- **学校、職場等での事後対応の促進**

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- **いじめを苦にした子どもの自殺の予防**
- **学生・生徒への支援充実**
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
- **子どもへの支援の充実**
- **若者への支援の充実**
- **若者の特性に応じた支援の充実**
- **知人等への支援**

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**